

申請の手引き「区分3」

石油ガス充填所自動化設備導入支援

もくじ

◆ 申請要件について〈区分3〉

・応募資格	2
・補助事業の対象となる経費	3
・交付限度額・補助率	4
・優先順位、審査の手順、採択方法	4
・交付決定等について	5
・事業の着手について	5

◆ 提出書類について

・申請時に必要な書類一覧	6
・登記事項証明書(現在事項全部証明書…申請日より過去3ヶ月以内に取得のもの)	7
・納税証明書その2(所得金額用)(直近のもの)	9
・決算書(貸借対照表)直近2年分	11
・見積依頼書(3社宛)	12
・見積書(3社分)	14
・自動充填設備等を設置する充填所の配置図(平面図)	16
・高圧ガス製造許可証(直近のもの)	17

◆ Q&A

・Q&A	18
------	----

● 応募資格

リース事業者を除いて、1事業者(法人・個人事業主)あたり申請可能回数は1回までとなっています。

- ① 充填所運営者（高圧ガス製造事業者※1かつ充填所設備を所有する者）
- ② 充填所設備所有者（充填所設備所有のみの者）
→高圧ガス製造事業者※1を必ず共同申請者とする
- ③ リース事業者（共同申請者が①または②である場合に限る）
- ④ 振興センターが当該補助事業を行うにふさわしいと判断した者

※1. 高圧ガス製造事業者とは、高圧ガス保安法第5条の許可を受けた者をいい、液化石油ガス保安規則に該当する者をいう。

◆ ②を共同申請者とする場合は、以下の書類をあわせてご提出ください。

A. 「高圧ガス製造許可証」

B. 「理由書」（Aに記載の事業者名が共同申請者と異なる事についての理由が記載されたもの）

【 債務超過について 】

長期の資産管理が必要となるものが補助対象であることから、財務状況を確認した上で判断します。申請者の決算書にて**債務超過**となる場合は、要件を満たさず**申請無効**となります。

（直近2年分の決算書で、いずれかの貸借対照表の純資産合計がマイナスの場合は、債務超過となります。）

申請者が**個人事業主**の場合は、確定申告時に作成している「貸借対照表」を提出してください。作成しておらず提出できない場合、「納税証明書その2(所得金額用)」で確認しますが、この金額にマイナスの記載がある場合は債務超過とみなすこととなりますので、なるべく「貸借対照表」を作成・提出してください。

※債務超過が発生している事業者については、「リース事業者」と共同申請をお願いします。

【 リース申請について 】

リース申請とは、リース事業者が申請者となり、上記の①または②の事業者と共同で補助事業を実施することを言います。リース契約の内容については、振興センターが関与できませんので、申請事業者（リース事業者）と共同申請者（①または②の事業者）にて決定をお願いします。

※割賦契約、リース&リースは認められません。

●補助事業の対象となる経費

- ① 電子式回転充填機・電子式固定充填機（導入必須）（交換可）
- ② ①に付属する機器（①と同時に導入する場合に限る）
 - ・操作盤、バーコードリーダー、入口・出口の計量器、コンベア、モーター等
- ③ 自動充填システム連携ソフト（①、②と同時に導入する場合に限る）

<充填機及び充填システムを導入する際の注意点>

- ・充填機については、システムにより「充填日誌」を作成することが可能な「電子式」のもの
- ・充填機と充填システムの組合せは、(a)～(d)のどれかに該当するもの
 - (a) 充填所の新設により「電子式充填機」と「充填システム※1」を導入する場合
 - (b) 現在の機械式充填機を「電子式充填機」に変更し、「充填システム※1」も導入する場合
 - (c) 現在の電子式充填機の「更新」で、「充填システム※1」も併せて更新する場合
 - (d) 現在の電子式充填機を電子式充填機に「更新」する場合

	現在の充填機	充填機の導入	現在のシステム	充填システムの導入
a	なし（新設）	電子式	なし（新設）	あり※1
b	機械式	電子式へ変更	なし	あり※1
c	電子式	電子式へ更新	あり	あり※1
d	電子式	電子式へ更新	あり	なし※2

※1 充填システムを活用することで充填日誌が作成されること

※2 現状のシステム（充填日誌が作成されるもの）を活用する場合に限り、システムの導入が無くても対象となる

※消費税は補助対象外です。 → 業務方法書第8条第3項参照

● 交付限度額・補助率

補助率：2 / 3

補助金交付上限額：66,666,666円（補助対象経費：1億円）

● 優先順位、審査の手順、採択方法

- ① 自動充填効果の高い順
 - (1) 新設 電子式
 - (2) 変更 機械式→電子式
 - (3) 更新 電子式→電子式
- ② 既存充填設備設置時期の古い順
- ③ 小売価格低減効果等を考慮
- ④ 賃上げを表明した事業者
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの取組事業者

※定められた締切後に区分毎に①から順番に順位付け(①が同じで決まらない場合は、②で判断、②が全く同じ場合は、③で判断という方式で⑤番まで順位付け)し、区分毎に予め定められた予算額に達成するまで採択を行います。申請件数によっては、次点になる可能性があります。

● 履行補助者の推奨について

申請書類には、メーカーや仕入先が発行するものが含まれていますので、メーカーや仕入先の担当者の方を「履行補助者」に選任することを**推奨します**。

また、振興センターからのメール送信等による情報提供は、「申請者」・「共同申請者」・「履行補助者」宛てとなるため、選任していれば情報共有もしやすくなります。

● 交付決定等について

振興センターは、提出された申請書類を審査委員会において審査します。

本補助事業の目的、要件に合うものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付または次点※1を決定します。

決定した事業者には交付決定通知書（様式第2）または交付次点通知書（様式第3）を交付します。

尚、審査委員会は原則として公募期間締切後に開催するため、

申請件数にもよりますが、申請から交付決定までの期間が、1ヶ月を超えることが想定されます。

また、交付決定に当たって必要があるときは、条件を付す場合や、修正を加えて通知することがあります。

※1. 次点とは、申請の取下げ、又は計画変更等承認、変更届に記載の補助事業の全部若しくは一部廃止があった場合に、補助事業実施期間内に完了することを条件とし、交付決定を行うものです。

● 事業の着手について

事業の着手は、**交付決定通知日以降**としてください。

交付決定より前に発注・施工した場合、その事業費用は**補助対象外**となります。

申請時に必要な書類一覧

- 《法人》登記事項証明書 …申請日より過去3ヵ月以内に取得したもの
提出様式：PDF ファイル
7ページ
- 《個人事業主》納税証明書その2（所得金額用） …直近のもの
提出様式：PDF ファイル
9ページ
- 決算書（貸借対照表） …申請事業者の直近2年分
提出様式：PDF ファイル
11ページ
- 見積依頼書 …3社宛分
提出様式：PDF ファイル
12ページ
- 見積書 …3社分
提出様式：PDF ファイル
14ページ
- 導入する充填機・システム等の仕様書・カタログ等
提出様式：PDF ファイル
- 自動充填設備等を設置する充填所の配置図（平面図）
提出様式：PDF ファイル
16ページ
- 高圧ガス製造許可証 …直近のもの
提出様式：PDF ファイル
17ページ
- 交換前の充填機の写真（新設の充填所は除く）
提出様式：画像 ファイル
- 《リース事業者のみ》定款
提出様式：PDF ファイル
- その他振興センターが提出を求める書類

※申請書（様式第1）及び事業計画書については、
受付完了後、受付内容を基に作成されたものがダウンロード可能となります。

**注意：書類が不鮮明の場合は、証憑として認められません。
書類内容が鮮明に確認できるようにスキャン等をお願いします。**

申請事業者または共同申請者が「法人」の場合

1. 提出前確認項目

- (1) 書類の名称が「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」であること ※1
- (2) 全ページの整理番号が一致していること
- (3) 申請日より過去3カ月以内に発行されたものであること（法務局発行）
- (4) 事業者の法人番号・商号・住所・役員に関する事項等の情報の記載があること

※1. 現在事項一部証明書は証憑として認められません。

共同申請者が「法人」の場合は、

共同申請者の登記事項証明書が必要となります。以下を参考に提出してください。

申請事業者	共同申請者	必要書類
法人	個人事業主※1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者の登記事項証明書 ・共同申請者の納税証明書その2(所得金額用)※1
法人	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者の登記事項証明書 ・共同申請者の登記事項証明書
法人	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者の登記事項証明書

※1. 「個人事業主」の場合は「納税証明書その2(所得金額用)」が必要です。

詳しくは9ページをご確認ください。

申請事業者または共同申請者が「法人」の場合

2. 提出書類見本

履歴事項全部証明書

東京都*****
株式会社*****

会社法人等番号	*****		
商号	株式会社*****		
本店	東京都*****	年 月 日	変更
	東京都*****	年 月 日	移動
公告をずる方法	管報に掲載してずる		
会社設立の年月日	**年**月**日		
目的	1. ***** 2. ***** 3. ***** 4. ***** 5. *****		
発行可能株式総数	***株		
発行済株式の総数	発行済株式の総数	年 月 日	変更
並びに種類及び数	***株		
資本金の額	金****万円		
株式の譲渡制度に関する規定	*****		
役員に関する事項	取締役	****	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

整理番号***** * 下線のあるものは抹消事項である事を示す。 1/2

東京都*****
株式会社*****

	取締役	****	年 月 日	重任
			年 月 日	登記
	取締役	****	年 月 日	重任
			年 月 日	登記
代表取締役	****	年 月 日	重任	
		年 月 日	登記	
取締役会設置会社に関する事項	*****			
登記記録に関する事項	*****			

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部である事を証明した書面である。
(*****)
年月**日

登記官 *****

印

整理番号***** * 下線のあるものは抹消事項である事を示す。 2/2

申請事業者または共同申請者が「個人」の場合

1. 提出前確認項目

- (1) 書類の名称が「納税証明書その2(所得金額用)」であること
- (2) 税目が「申告所得税及復興特別所得税」であること
- (3) 申請日時点における**直近の年度**の総所得金額が記載されていること
- (4) 記載の氏名と申請事業者の代表者氏名が一致していること

※税務署にて「納税証明書その2(所得金額用)」発行の際は、
書類の名称及び金額が表記されていることをご確認のうえ、発行をお願いします。

共同申請者が「個人事業主」の場合は、

共同申請者の「納税証明書その2(所得金額用)」が必要となります。

以下を参考に提出してください。

申請事業者	共同申請者	必要書類
法人※1	個人事業主	・ 申請事業者の登記事項証明書※1 ・ 共同申請者の納税証明書その2(所得金額用)
個人事業主	個人事業主	・ 申請事業者の納税証明書その2(所得金額用) ・ 共同申請者の納税証明書その2(所得金額用)
個人事業主	なし	・ 申請事業者の納税証明書その2(所得金額用)

※1. 「法人」の場合は「登記事項証明書」が必要となります。

詳しくは7ページへ

申請事業者または共同申請者が「個人」の場合

2. 提出書類見本

納 税 証 明 書

(その2 所得金額用)

住 所 (納税地) *****

氏 名 (名 称) ** **

税 目	申告所得税及復興特別所得税		
年 分	所 得 金 額		摘 要
	申 告 税	更正・決定後の額	
令和 *年分	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇	*****	総所得金額
<p>(備 考)</p> <p>○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等による異動を生じる場合があります。</p>			

徴管（証明） *****

古川税務署長

財務事務官 ** **

印

決算書（貸借対照表）直近2年分

共同申請者の決算書は提出不要

1. 提出前確認項目

- (1) 申請事業者の決算書であること
- (2) 申請事業者の事業者名が記載されていること
- (3) 事業年度(事業期間)が記載されていること
- (4) 債務超過が発生していないこと

※個人事業主の方で提出がない場合は、納税証明書その2にて債務超過を確認します。

2. 提出書類見本

第〇期 貸借対照表
*****年**月**日現在

(単位:千円)

株式会社〇〇〇〇			
資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	*****	流動負債	*****
現金及び預金	*****	買掛金	*****
割賦債権	*****	短期社債	*****
リース債権	*****	一年以内返済予定長期借入金	*****
未収入金	*****	リース債務	*****
未収還付消費税	*****	未払金	*****
前払費用	*****	未払費用	*****
その他流動資産	*****	前受金	*****
貸倒引当金	*****	割賦未実現利益	*****
固定資産	*****	預り金	*****
有形固定資産	*****	未払法人税等	*****
建物附属設備	*****	賞与引当金	*****
工具器具備品	*****	固定負債	*****
実質資産	*****	長期借入金	*****
無形固定資産	*****	リース債務	*****
電話加入権	*****	退職給付引当金	*****
ソフトウェア	*****	役員退職慰労引当金	*****
投資その他の資産	*****	負債の部合計	*****
投資有価証券	*****	純資産の部	
出資金	*****	科目	金額
固定化営業債権	*****	株主資本	*****
保証金	*****	資本金	*****
その他資産	*****	資本剰余金	*****
長期前払費用	*****	資本準備金	*****
繰越税金資産	*****	利益剰余金	*****
貸倒引当金	*****	利益準備金	*****
		その他利益剰余金	*****
		別途積立金	*****
		繰越利益剰余金	*****
		評価・加算差額等	*****
		その他有価証券評価差額金	*****
		純資産の部合計	*****
資産の部合計	*****	負債・純資産の部合計	*****

1. 提出前確認項目

- (1) 公募開始日以降に作成されたものであること（発行日等）
※共同申請者ありの場合、共同申請者名の記載が必要となります。
- (2) 申請事業者および共同申請者の記載に誤りがないこと
- (3) 3社ともに機器等の台数に差異が発生していないこと

工事全体を、「a. 設計費」「b. 設備費（充填機器は導入必須）」「c. 工事費」「d. システム稼働確認費」に分割し見積依頼してください。尚、「b. 設備費」が補助対象経費となります。

【3社見積について】

1. 以下の①、②のいずれかに記載の理由（機器メーカーが1社）に該当するか？

① 容器管理バーコードシステム連携等の関係で機器メーカー等が限られる場合

② 系列グループ等でシステムが単独メーカーに固定されている場合

1.該当する

機器と工事の発注を別々に・・・

行う場合

- ・機器メーカー1社を指定して販売事業者3社に見積を依頼してください。
加えて、プラント施工業者3社にも工事見積を依頼してください。
(機器見積3通・工事見積3通)

※理由書（充填機器メーカーを指定している理由を記載すること）をあわせて提出してください

行わない場合

- ・機器メーカー1社（型番・機種含め）を指定して「見積依頼書」をプラント施工業者等3社へ依頼してください。
(機器・工事見積3通)

※理由書（充填機器メーカーを指定している理由を記載すること）をあわせて提出してください

1.該当しない

機器と工事の発注を別々に・・・

行う場合

- ・機器メーカー3社の見積を販売事業者3社に依頼してください。
加えて、プラント施工業者3社にも工事見積を依頼してください。
(機器見積3通・工事見積3通)

行わない場合

- ・機器メーカー3社を指定して、それぞれ「見積依頼書」をプラント施工業者3社へ依頼してください。
(機器・工事見積3通 ※機器メーカーが異なること)

1. 提出前確認項目

- (1) 見積依頼日以降に作成されたものであること（発行日等）
- (2) 見積依頼書と比較し、見積依頼内容・販売事業者名等に相違がないこと
共同申請者ありの場合、共同申請者名の記載が必要となります。
- (3) 見積有効期限が**6カ月間**のものであること※1
- (4) 本補助金にて補助対象となる**設備費**が明確に確認できるように見積依頼通り、以下の項目に分割されていること
 - a. 設計費
 - b. 設備費**
 - c. 工事費
 - d. システム稼働確認費尚、補助事業に要する経費 = 工事総合計額、**補助対象経費 = 設備費** となります。
- (5) **工事完了**が**事業完了日**の「令和7年2月14日」までであること ※2

※1 見積有効期限は記載必須、記載がないものは見積書として無効となります。

記載例：「6カ月間」、「事業完了まで」、「180日間」

※2 申請時点で工事が間に合わないものは、申請不可となります。

事業完了日の令和7年2月14日までに工事及び最終支払いが完了すること。

申請時点で期日までに間に合わない場合は、補助事業の対象と認められません。

補助対象経費は、確定した金額であること。

申請後の補助対象経費の増加は、原則認められません。

自動充填設備等を設置する充填所の配置図 (平面図)

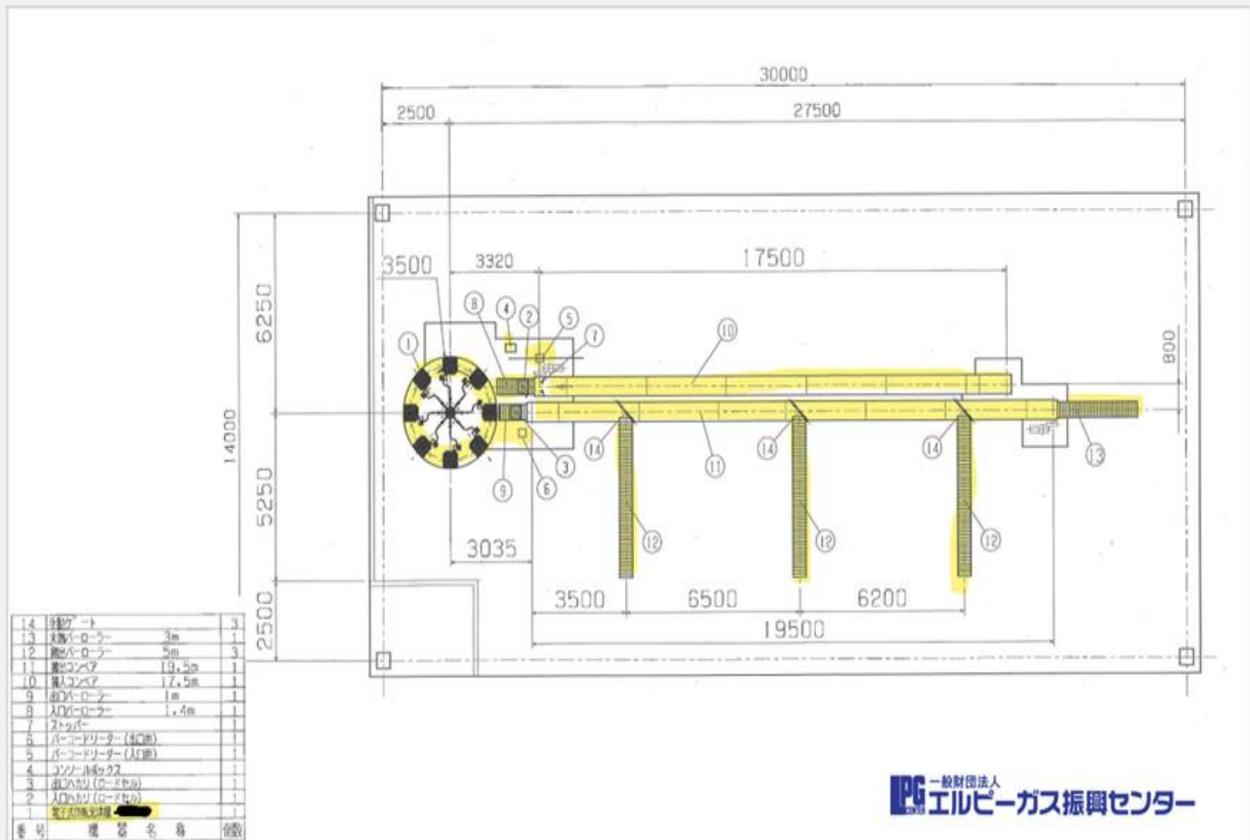
1. 提出前確認項目

(1) 充填所の配置が分かるもので、

補助事業で導入する機器等にマーカー等で色付けされていること

※必ず、平面図をご提出ください。配管図を提出されても受理できません。

2. 提出書類見本



高圧ガス製造許可証(直近のもの)

1. 提出前確認項目

- (1) 製造事業者の名称・住所等の情報が記載されていること
- (2) 直近のものを提出すること

※商号・住所表記等に変更がある場合は、最新の『変更届出書』をご提出ください。

※新設の場合は、『高圧ガス製造許可証』の代替書類として、最新の『液化石油ガス販売事業報告書』をご提出ください。

2. 提出書類見本

熊本県指令防消第 ○ 号
○○○○-○○
○○○○株式会社

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日付で申請
の高圧ガス製造のことについては、
高圧ガス取締法（昭和○年法律第○号）
第5条の規定により許可します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

熊本県知事 ○○ ○○ 印

1. 事業所の名称 ○○○○株式会社 ○○営業所

2. 事業所所在地 ○○○○-○○

3. 許可の内容 *****

Q 1. 交付申請書類の事前チェックは、お願いできますか。

A. 交付申請書類の事前チェックは、いたしません。

見積書等の申請書類は、

令和5年度配送合理化補助金専用のものを使用してください。

令和4年度配送合理化補助金や構造改善補助金の申請様式では受付できませんので、ご注意ください。

Q 2. 申請書類の不備、ミスがあった場合はどうなる？

A. 書類の再提出となります。

書類審査を実施し、不備・ミスがあった場合は、振興センターより連絡します。

審査期間を要するため、振興センターからの連絡が、申請から1ヵ月を超える可能性もあります。

Q 3. 早く申請した方が有利か？

A. 原則、申請のタイミングは採択に関係しません。優先順位に沿って採択いたします。

Q 4. 2回目以降の公募はあるか？

A. 申請件数・金額によって決まるため、現状は未定です。

初回公募で予算額に達しなかった場合は、追加の募集期間を設けます。

Q 5. チェーンコンベアのみを更新する場合は補助対象に該当するか。

A. 充填機器の導入に付随して更新する場合は補助対象となります。

チェーンコンベアのみでは補助対象とはなりません。

その他の機器についても同様で、充填機器の導入があることが条件となります。

Q 6. システムだけはリースを活用したい。どのように申請をすればよいか。

A. システムを除外して申請してください。

Q7. 支店や営業所ごとに申請できるか？

A. 申請は1事業者（法人または個人）あたり1回となります。

尚、次の様に異なる申請方法を行った場合でも**複数申請となるため、他の申請は認められません。**

(例1)

申請事業者	共同申請者
②充填所設備所有者	●高圧ガス製造事業者
①充填所運営者	不要
③リース事業者	①充填所運営者

※各表の「①充填所運営者」「②充填所設備所有者」は同一事業者とみなします。

Q8. ワーク・ライフ・バランスの取扱事業者である事を証明する書類はなにか？

A. ワーク・ライフ・バランスに関する取組みをしている場合、

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出してください。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定
(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)

② 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

当該データベースから自社情報を検索し、表示された詳細情報のPDFを提出してください。

③ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定

(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

④ 青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

< 申請に関するお問い合わせ >

質問等はメールにて：haisogorika@haisogorika.com

